

別表

旧トン数適用船舶階層区分	新トン数適用船舶階層区分
19.99トン以下	20トン未満
20～79.99トン以下	20～100トン未満

(別記様式)

廃業等届

平成 年 月 日

農林水産大臣

殿

住所

氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）

下記船舶は補充トン数に使用するため、東シナ海はえ縄漁業に使用することを廃止します。

記

- 1 船 名
- 2 総トン数
- 3 漁船登録番号
- 4 許可番号
- 5 補充トン数使用計画

注1 廃業等をする者の印鑑証明書及び許可証を添付すること。（許可期間が終了し、既に許可証を返納した場合には印鑑証明書のみ）

2 許可番号は、許可期間中にあっては当該漁期の許可番号、許可期間終了後にあっては前漁期の許可番号を記入すること。

例）平成○年度漁期 許可番号第○○○号

3 「補充トン数使用計画」には補充トン数に係る許可申請の船名及び総トン数を記載すること。